

男女雇用機会均等法

施行されて40年たったけど・・・今も根強い男性中心

男女雇用機会均等法（均等法）以前、女性の結婚退職や30歳定年制に、女性たちは声をあげ闘ってきました。雇用の男女平等を求める運動が大きく広がる中で、国連の「女性差別撤廃条約」（1979年）の批准を目指す法整備として、均等法は作られました。

「女性差別撤廃条約」には、程遠い内容

しかし、財界と政府は、日本の実行ある法律の制定に反対し、女性の長時間労働の男性を家庭で支える役割を担わせながら、安価な労働力として使い続ける戦略をとりました。

労働組合など反対を押し切って誕生した均等法は、国連の条約とはかけ離れたものでした。

・禁止する差別は、定年・退職などごく狭い範囲で、募集・採用・配置・昇進という肝心な部分は努力義務にとどまる

・罰則がない一方「女子保規定」見直し撤廃する などです。

非正規を強いられ続ける女性労働者！

幾度か改訂されましたが「コース別」雇用など男女で異なる採用による「間接差別」の多くが野放しです。

- ・ハラスメント禁止規定がない
- ・事実上違反への罰則がない
- ・差別是正や紛争解決の制度が不十分

と、差別是正に実行力がありません。

日本の女性の正規雇用比率は、25～29歳でピークの59.1%、その後急速に下がり続け、55歳で30%以下です。非正規雇用比率は男性の2倍です。

国連の女性差別撤廃委員会は

2024年の日本審査で雇用に関して

- ①正規雇用に女性を増やす、的を絞った措置
- ②管理職女性の目標をパテリ（半数）に引き上げる
- ③賃金格差縮小へ同一労働、同一賃金の原則を実施

など勧告しています。



最賃 今すぐ1500円、1700円めざせ！

中央最低賃金審議会で、2026年の最賃額に向けた議論が進められています。（8月頃、地域別改定の目安を答申）

現在の全国加重平均は、時給1121円（東京で1226円）です。先進諸国と比べて、あまりにも低額で地域間格差も問題です。

全労連の調査で、最低生計費は、全国どこでも月27万～28万という結果が示されています。

高市首相は政府目標の「2020年代に全国平均1500円」から後退する姿勢を見せています。

引き上げ額の低下を許さず、日本の労働者の7割を雇用している中小企業支援策とセットで、大幅引き上げを実現させるため、宣伝や要請行動に参加しましょう。



<組合員紹介>

公立保育園で、保育士をしていた山崎やす代です。労働組合と、うたごえ運動に関わってきました。保育労働者の賃上げや、健康で働き続けられる職場環境改善と、こどもたちの保育環境向上を目指してみんなと闘った日々の中で、保育のうたごえサークル「ふくじゅ草」は生まれました。来年1月30日には、51周年コンサートを行います。CUの自転車共済に入っているので、安心して走り回っています。

7月：江戸川支部の増減内訳 加入：0人 脱退：2(申し出)

※寄せられている労働相談は、「区労連ニュース」を参照して下さい。

今後の日程

◇江戸川平和大行進	7月21日（火）17：30～江戸川区総合文化センター公園
◇組織化・最賃周知宣伝	7月22日（水）18：00～一之江駅
◇7月労働相談会議	7月28日（火）18：00～ 区労連事務所
◇7月執行委員会	7月28日（火）19：00～ 区労連事務所

ニュースをパソコンメールで送ることもできます。カラーで写真も鮮明なPDF版で送ります。希望者は、下記アドレスへ申し出て下さい。

CU江戸川支部のメール：cuedogawa@gmail.com ホームページ：<https://kakekomi-soudan.com/>